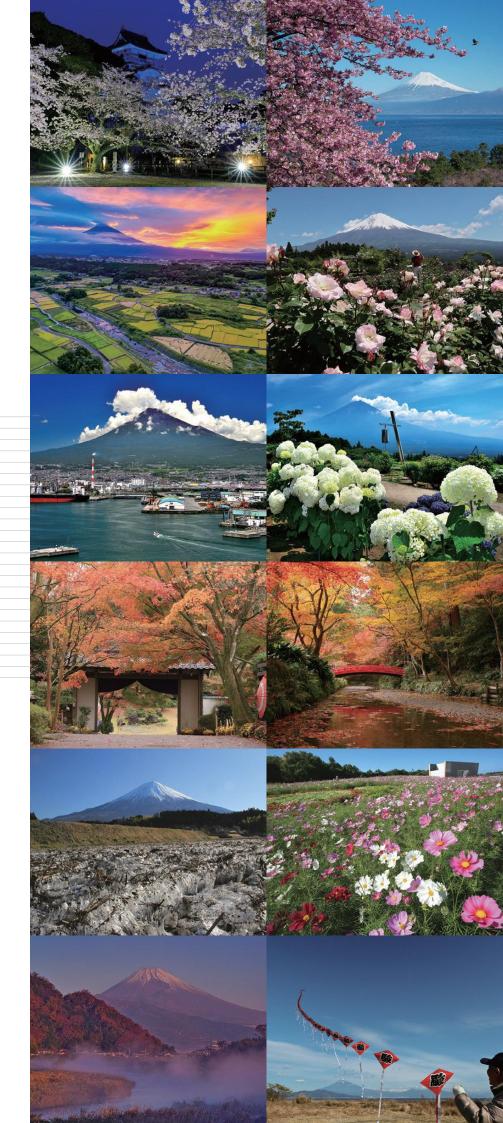
わたしたちの 県議会

SHIZUOKA PREFECTURAL ASSEMBLY

2025 静岡県議会



静岡県は日本のほぼ中央に位置し、温暖な気候、富士山をはじめとする 恵まれた自然環境、全国有数の経済力・技術力などを持つ豊かな地域です。

本格的な地方の時代を迎え、地方自治体には、個性豊かで魅力のある自立した地域社会を築くことが求められております。

私たち県議会は、県民の皆様のさまざまな意見が、議会を通じて的確に県政に反映できるよう努めるとともに、議員一人ひとりが静岡県の現在と未来を見据え、真に豊かな県民生活の実現に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

この冊子「わたしたちの県議会」が皆様の県議会に対する理解を深め、 県議会をより身近に感じていただくためのお役に立てれば幸いです。

県議会の役割

住民代表機能 県民の意見を 表現・代表する機能 監視機能 県の行政事務 を監視する機能

政策立案機能 議員提案条例 などの立案機能

県議会の権限

県議会には、法律によって多くの権限が与えられていますが、 その主なものは次のとおりです。

議決

条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、県条例で定められた 重要な契約の承認など、県政の重要な事項について議決します。

選挙議長、副議長、選挙管理委員などを選挙します。

同意

副知事、各種委員など県の重要な地位につく人を知事が 任命する際は、議会の同意が必要です。

調査と検査

県の仕事が議会で決めたとおり正しく行われているかどうか、 事務・事業の内容を調査・検査します。

請願・陳情の調査

請願・陳情をよく調査して、県民の声を県政に反映させます。

意見書

県民の利益になることで、県だけでは解決できないことについて、議会の

意見や要望を「意見書」としてまとめ、国会や国の関係機関に提出します。

(令和7年5月19日撮影)



議長 竹内 良訓



副議長 由田 次出





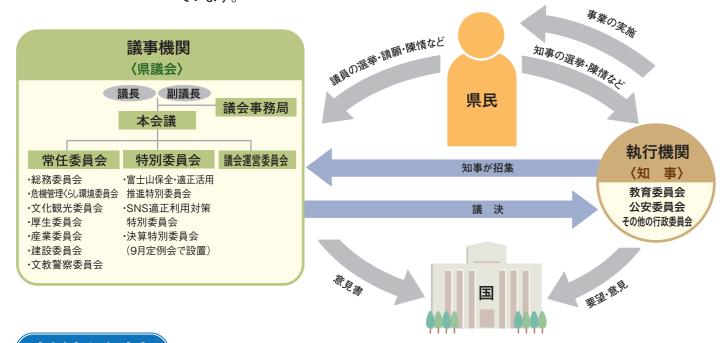
県議会の活動





県議会の組織

県には、地方公共団体としての意思を決める議事機関(県議会)と議会の決定に基づいて 事業を執行する執行機関(知事)があります。県議会と知事の関係は車の両輪に例えられ、 二元代表制のそれぞれ独立した機関として対等な立場で議論を行いながら、県政を運営しています。



定例会と臨時会

県議会は、知事が招集しますが、これには定例会と臨時会があります。定例会は県の条例で年4回と定められており、 原則として毎年2月、6月、9月、12月に開かれています。臨時会は、知事が必要に応じて招集する場合、議長が議会運 営委員会の議決を経て請求する場合と、議員定数の4分の1以上の議員の請求により招集する場合があります。

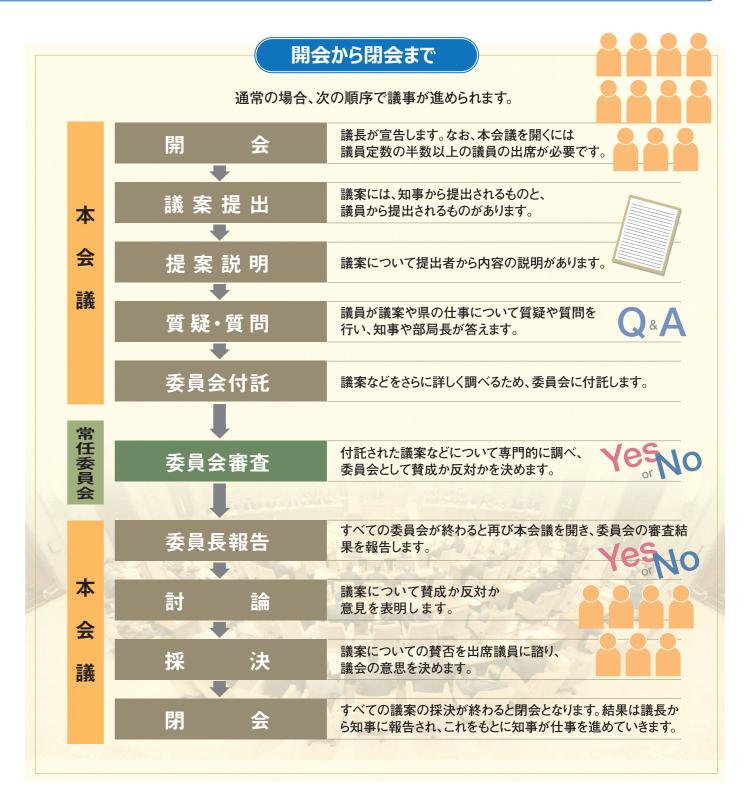


本会議

本会議は、議員全員で構成される 県議会の最高の会議であり、提案 された議案などについて、県議会の 最終的な意思が決定されます。

■議決の方法

議会は、議員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。 また、議決は通常、出席議員の過半数で決めます。特に法律で定められている 特別な案件については、出席議員の3分の2以上で決める場合や、議員の3分 の2以上の者が出席して4分の3以上で決める場合(これを特別多数議決という) があります。



閉会中の活動

各委員会は、定例会などの会期中だけでなく、議会の議決により閉会中も必要に応じて開くことができ、重要事項の 審査や調査を行ったり、各地の視察を行って実情を調査し、県政に生かすよう努めています。

3

1



議員プロフィール (令和7年11月1日現在)



自改

ふ県

公明

無所属



***自民改革会議

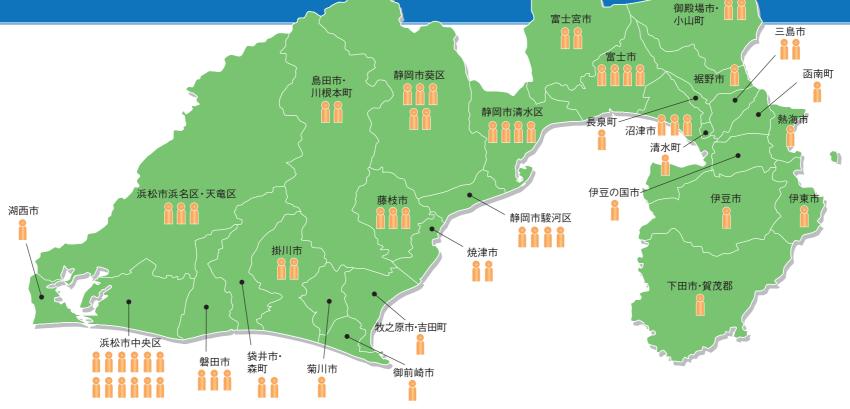
・・・ふじのくに県民クラブ

***公明党静岡県議団

名前

県内の29選挙区から68人の県議会議員が選ばれています。

選挙区(当選回数) 所属会派等の略称







中田次城

山田 新



良知淳行

西原明美



佐野愛子



落合愼悟



桜井勝郎 大石健司



河原崎 聖



河原崎 全





勝俣 昇

御殿場市·小山町(2) 自改

土屋源由

和田篤夫

御殿場市·小山町(4) 自改



岩田徹也 伊丹雅治



坪内秀樹 宮沢正美



加藤祐喜



赤堀慎吾



増田享大



伊藤謙一



伊藤和子

中沢公彦



川崎和子



沢田智文



江間治人 磐田市(3) 自改



鳥澤由克

早川育子 卓



四本康久



蓮池章平

天野

杉山盛雄





曳田 卓

天野多美子

鈴木澄美

富士市(4) 自改



植田 徹

富士市(8) 自改



竹内良訓

飯田末夫



鈴木唯記子





杉本好重

中谷多加二

田中照彦





大石哲司



鈴木啓嗣





田口 章



















松井優介





委員会

◎常任委員会 ◎特別委員会 ◎議会運営委員会

委員会は、本会議に提案された議案などを、専門的にくわしく審査する ための機関で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。



常任委員会

常時設置している委員会で、所管事項についての調査や本会議から付託された 議案、請願・陳情を審査します。

委員	長	委	員
飯田	末夫	野田	治久
副委	員長	木内	満
岩田	徹也	佐地	茂人
川崎	和子	竹内	良訓
		田口	章
		山本	彰彦
		遠藤	行洋

企画部、総務部、財務部、 出納局、選挙管理委員会、 人事委員会及び監査委員 の所管に属する

事項並びに 他の委員会 の所管に 属しない



委員長 鳥澤 由克 天野多美子 増田 享大 佐野 愛子 蓮池 章平 大石 哲司

健康福祉部及びがんセ ンター局の所管に属する



危機管理くらし環境委員

委員長	委	員
伊丹 雅治	中田	次城
副委員長	和田	篤夫
望月香世子	天野	_
鈴木唯記子	江間	治人
	小長井	井由雄
	牧野	正史

危機管理部及びくらし・ 環境部の所管に属する



委員	長		委	員
良知	駿一	唐	泰曲	敬宏
副委	員長	ĩ	可原始	竒 全
大石	健司	金	令木	利幸
加藤	祐喜	F	中谷多	多加二
		住	¥	卓
)	田	智文
		5	川	育子

経済産業部、企業局及び 労働委員会の所管に属す



塚本 大

委員	長	委	員
杉山	淳	鈴木	澄美
副委	員長	良知	淳行
杉本	好重	落合	愼悟
加畑	毅	山田	新
		阿部	卓也
		桜井	勝郎

スポーツ・文化観光部の 所管に属する事項





委員長		委	員
西原	明美	宮沢	正美
副委	員長	杉山	盛雄
小沼	秀朗	相坂	摂治
田中	照彦	河原	崎 聖
		四本	康久
		伊藤	和子

交通基盤部及び収用委員 会の所管に属する事項



 委員長	 委	——— 員
市川秀之	土屋	源由
副委員長	坪内	秀樹
伊藤 謙一	勝俣	昇
盛月 寿美	中沢	公彦
	曳田	卓
	菅沼	泰久
	山本	隆久

教育委員会及び公安委員 会の所管に属する事項



特別委員会

特別委員会は、重要な問題をより専門的に調査する必要があるときに設けられます。

富士山保全·適正活用推進特別委員会

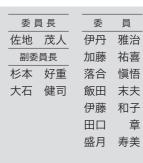
富士山の保全・活用とオーバーツーリズム対策に関する事項

委員	長	委	員
良知	淳行	野田	治久
副委	員長	岩田	徹也
勝俣	昇	天野	_
四本	康久	西原	明美
		松井	優介
		川崎	和子
		蓮池	章平
		遠藤	行洋



SNS適正利用対策特別委員会

SNSの適正利用対策に関する事項





毎年9月定例会で設置され、提出された決算書類などにより予算執行 状況を詳細に審査し、認定しています。



議会を円滑に運営するために設けられています。 議会の運営、会議規則や委員会条例に関すること などを協議・審査します。

委員長		委	員	
鳥澤 由克	加畑	毅	市川	秀之
副委員長	野田	治久	田中	照彦
河原崎 聖	植田	徹	田口	章
伊藤 和子	良知	淳行	早川	育子

●県庁本館の紹介●



県庁本館外観



議場上部の装飾文様

県議会本会議場のある県庁本館は、昭和12年(1937年)に完成した建物で、 平成13年に国の登録有形文化財に指定されました。同時期の建物には、静岡 市役所(昭和9年)や国会議事堂(昭和11年)があります。

正面玄関の階段を上ると、2階のホールです。床には方位を示す星型のマークが はめ込まれています。

本会議場は3階にあり、議場上部は、県の特産品や産業、花鳥などの装飾文様 で飾られています。

4階へ続く階段の踊り場には、県産品の宝船の壁画が飾られています。









県民の皆様と県議会

◎傍聴 ◎請願と陳情

傍 聴

本会議は、原則としていつでも傍聴することができます。 わたしたちの代表である議員が、県民の皆様のためにどのような主張や、 活動をしているのかを知ることができます。

◆本会議の傍聴

本会議は通常午前10時30分から開会します。傍聴を希望される方は、当日、県庁本館4階傍聴席 入り口で受付をしてください(先着順)。傍聴席は140席です。(ただし、20席は立席です。)車椅子の 方も傍聴できます。

また、手話通訳を御希望の方は、あらかじめ議会事務局議事課までお申し出ください。 なお、インターネットにより本会議の模様(手話通訳あり)を配信しています。

◆常任・特別委員会の傍聴

傍聴を希望される方は、当日、本館4階各委員会室入り口で受付をしてください。受付時間は、午前、 午後とも委員会開始予定時刻の30分前から15分前までです。定員を上回る傍聴希望者がある場合 は、抽選となります。

◆委員会モニター室での視聴

本館4階に委員会モニター室を設置しており、テレビモニターで委員会の模様を視聴することが できます。受付は、委員会開始予定時刻の15分前からです(先着順)。定員は、50名です。







委員会モニター室

請願と陳情

県の仕事について、こうしてもらいたいという意見・要望などがある方は、 誰でも請願書・陳情書を提出することができます。議会では、提出された 請願・陳情をよく調査して県政に反映できるよう努めています。



議席図、会派の構成

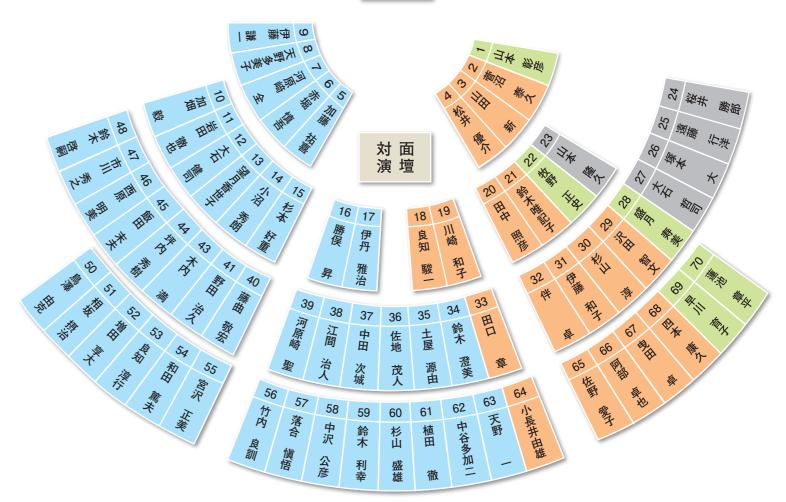
基盤部長

業部長

○本会議場議席図 ○議員の定数・現員・会派別

本会議場議席図





議員の定数・現員・会派別

(令和7年11月1日現在)

定数	現員		会 %	派 別	
68	68	自民改革会議	ふじのくに 県民クラブ	公明党 静岡県議団	無所属
00	00	41	17	5	5



皆様に親しまれる県議会をめざして

◎県議会だより ◎ホームページ・SNS ◎ふれあい親子県議会教室 ◎若者向け広報 ◎県議会案内図



広報紙「県議会だより」

議会の広報紙として、各定例 会閉会日の約1か月後に発行 しています。定例会の概要、 本会議の主な質問と答弁、委 員会の審査状況、議案に対す る各会派の賛否等を掲載し、 新聞折り込み等により、各家 庭に配付しています。 また、点字版・音声版も発行



ホームページ・SNSによる広報

ホームページでは議会のしく み、議長メッセージ、議員 の紹介、県議会の日程、本会 議と委員会の議事録、議決結 果などを幅広くお知らせして います。また、本会議の模様 を、生中継&録画中継してい ます。(手話通訳あり) 県議会公式Xでは最新の情報 を皆様にお伝えします。



しています。

● ふれあい親子県議会教室

夏休みに、小学校4~6年生 とその保護者を対象に開催し ています。議場探検や議員と の交流等を通じて、県議会の 役割としくみを学習していた だきます。



若者向け広報

次代を担う若者世代に対する 広報として、県議会議員が高校 に出向き高校生と意見交換を 行う県議会高校出前講座や、 県議会議員と大学生との意見 交換会などを実施しています。



県議会案内図

【本館3階】

無所属議員控室	静尚県議団	階 議会運営委	首会室「	階段		自民改革
無所属 議員控室					l	会議議員控室
無所属 議員控室	WC			WC		
無所属 議員控室	WC	本会議	場	WC		
無所属 議員控室						自民改革
図書室 分室	図書室			E 自民改革 会議		会議 議員控室
会議室階段		階段	ž	議員控室		階段
局 長 室	議会事務局 総務課·議事課· 政策調査課)	議長室	秘書室	副議長室		收革会議 員控室

【本館4階】

第3 委員会室	第4 委員会室	階段	傍聴者 休憩室	階段	第5 委員会室	第6 委員会室
第2 委員会室	WC WC	傍	聴席		WC WC	第7 委員会室
第1		_ 本	会議場			ふじのくに 県民クラブ
委員会室	403 会議室	F	谐 段	E	ふじのくに 県民クラブ 議員控室	議員控室
委員会 モニタ ー 室	401 会議室	本館	特別会議室			

お問い合わせは

○議会の会期、本会議、会議録については ・・・・・・・・・・・ (議事課) 054-221-3481

○請願、陳情、常任委員会については・・・・・・・・・ (議事課) 054-221-2556

○特別委員会、意見書・決議については・・・・・・・・・〈政策調査課〉 054-221-2559

○「県議会だより」など議会の広報については ·······〈政策調査課〉 054-221-2388

○議長、副議長については ・・・・・・・・・・・・・・・・ 〈秘書室〉 054-221-3170

静 岡 県 議 会 事 務 局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

〈総務課〉054-221-2552





E-mail: gikai_chousa@pref.shizuoka.lg.jp 〈ホームページアドレス〉https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/kengikai/